

木曾岬町立図書館 資料除籍基準

平成 30 年 3 月
木曾岬町立図書館

1 目的

図書館資料の除籍を行うため、除籍基準を定める。

2 基本方針

図書館において、所蔵資料の状態を明確にし、常に新しく適切な資料構成を維持し、充実させるために、資料の除籍を行う。

3 除籍の事由

除籍は、次の事由が発生したときに実施する。

- (1) 不用時の経過により、資料的価値が認められなくなったとき。
- (2) 毀損汚損、破損が甚だしく、修理又は製本する価値がないと認められるとき。
- (3) 弁償利用者による紛失、毀損により、弁償処理を完了したとき。
- (4) 管理上必要があるとき。
- (5) その他、図書館長が必要と認めたとき。

4 除籍の対象資料

前項の対象となる資料は、次のものとする。

(1) 不用

ア 一般図書

出版後 10 年を経過したもので、利用価値がなくなった資料または次の条件を満たす資料。

- ・ 同種の内容が繰り返し出版される分野の実用書。
- ・ 社会科学、自然科学、工学及び産業等の分野において、著しく時代にそぐわなくなったもの。
- ・ 出版後 5 年を経過した実用的なガイドブック。
- ・ 法律改正等で内容が古くなった実用書。

イ 児童図書

出版後 10 年を経過したもので、利用価値がなくなった資料または次の条件を満たす資料。

- ・ 出版後 5 年を経過したもので、次の条件を満たす資料。
- ・ 社会科学、自然科学、工学及び産業等の分野において、著しく時代にそぐわなくなったもの。
- ・ 統計資料のうち、一般図書で代替できるもの。
- ・ 類書が多数あるもの。

ウ 参考図書

出版後 15 年を経過したもので、社会科学、自然科学、工学及び産業等の分野において、著しく時代にそぐわなくなったもの。

エ 新聞・雑誌

保存期間を過ぎた新聞及び雑誌。ただし、保存期間については別途定める。

(2) 毀損

汚損、破損、切り取り、書き込み及び再生不良等により、修理不可能又は修理する価値がないもの。

(3) 弁償

ア 利用者から紛失又は毀損の届けのあったもののうち、弁償処理を完了したもの。

イ 利用者が天災その他やむをえない事由により失ったもの。ただし、別途定める木曾岬町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則第13条により、弁償を免除することができる。

(4) 管理

ア 数量更生既に登録されている図書を分冊若しくは合冊しようとするもの。

イ 他機関へ保管転換するもの。

ウ 所在不明蔵書点検の結果所蔵不明となった資料で、3年以上調査をしてもなお不明なもの。

(5) その他

ア 図書館長が必要と認めた資料

5 除籍の対象としない資料

前項にかかわらず、次の資料は除籍の対象としない。

(1) 地域資料。ただし、利用価値が低下した資料は、複本がある場合は2冊を保存し、残りを除籍できる。

(2) 絶版等の理由により入手困難で、特に保存の必要があるもの

(3) その他各館長が特に保存が必要であると認めたもの

6 除籍資料の決定

除籍資料は、職員の合議により選定し、教育委員会の決裁を得る。